

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに何度かの取り組みが行われました。令和元年の介護報酬改定において「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当事業所におきましても加算算定を行っております。

当該加算算定には下記の要件を満たしている必要があります。

(算定要件)

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
2. 職場環境要件について、複数の取り組みを行っていること。
3. 賃金改善以外の処遇改善の具体的な取り組みの見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当事業所における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）について、以下のとおり公表します。

| 区分 | 内容 |
|---------------------|---|
| 入職促進に向けた取組 | 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 |
| | 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 |
| | 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |
| | 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 |
| | 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 |
| | 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 |
| | 有給休暇が取得しやすい環境の整備 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 |

| | |
|------------------|---|
| | 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 |
| | 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |
| やりがい・働きがいの醸成 | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 |
| | 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 |